

◎基準運用に係る特記事項 ※金沢市景観計画第2章 2-12 より抜粋

- ・地区計画やまちづくり協定など、調和のとれた街並みの連続性や統一性に配慮するための別途ルールがある地域・地区では、景観形成基準に加え、そのルールを尊重した良好な景観形成に努める。
- ・寺院・神社・教会等の建築物において、歴史的・伝統的に認識・継承されている固有の形態意匠や色彩等については、この限りではない。
- ・茶室等の屋根材で銅板葺きの使用については認める。
- ・白・黒系の漆喰等の伝統的素材や自然素材を用いる場合は、周辺の街並みとの調和に配慮し、使用する面積比率・バランスに留意したものとする。
- ・色彩については、印刷やカラーコピー等では実際の色彩と異なる場合があるため、色見本等で確認すること。
- ・景観形成基準に適合していなくても、別途、「金沢市景観審議会」における審議・審査で、景観上支障がない、もしくは、本市の景観形成に寄与すると判断された場合は、この限りではない。